

長 第 2 3 8 号
令和2年3月19日

関係社会福祉施設等の長 様

福井県健康福祉部長寿福祉課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応について

平素より、県の高齢者福祉行政にご理解とご協力をいただき有難うございます。

この度、県内において、新型コロナウイルス感染症の症例が初めて報告されました。

社会福祉施設等が提供する各種サービスについては、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年3月6日付け厚生労働省事務連絡）において示されているとおり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して継続的に提供されることが重要であり、現段階では、県において地区単位で一律に各施設等に対して休業を要請することは想定しておりません。

各施設等におかれましては、サービスの提供に際して、下記の事項に留意の上、利用者、職員、面会者、委託業者等に対する感染防止対策を徹底いただくとともに、万一、施設等において感染が疑われる者が発生した場合には、適切に対応いただきますようお願いいたします。

記

1 感染防止の徹底に向けた対応 〔※以下の記載内容は、（参考）の厚労省事務連絡を抜粋したもの〕

職員は、各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状がある場合には出勤しないことを徹底してください。利用者の送迎前には本人・家族または職員が本人の体温を計測し、発熱等の症状ある場合には利用を断り、必要に応じ、訪問介護等の代替サービスの提供を検討していただきますようお願いいたします。

面会は緊急やむを得ない場合を除き、制限することが望ましく、面会がある場合は、面会者にも体温を計測し、発熱がある場合は面会を断ってください。

（参考）○社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスに限る。）における感染拡大防止のための留意点について（令和2年2月24日）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000601685.pdf>

○社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について（令和2年2月24日）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000601686.pdf>

- リーフレット「介護施設・事業所で新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために」（令和2年2月28日）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000601682.pdf>

- 「高齢者介護施設における感染対策マニュアル 改訂版」（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000500646.pdf>

2 利用者、職員等に症状（疑わしい場合を含む）が発生した場合の対応

感染の症状（疑わしい場合を含む）が発生した場合は、最寄りの保健所に相談・報告をしてください。

また、感染が確定した場合、市町へ事故報告するとともに、県へもお電話によりご一報いただき、その後、市町へ提出した事故報告書の写しをお送りください。

（参考）○社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（令和2年3月6日）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000605425.pdf>

3 介護サービスの提供を休止する場合の対応

保健所の要請等により、やむを得ず事業の一部または全部を休業する場合は、県と市町へ電話で報告くださるようお願いいたします。

保健所から利用者に係る感染症に関しての指示があれば、その指示を踏まえるとともに、利用者に対し休業の事実や代替サービスの確保等について丁寧な説明をお願いします。

【関連リンク】

○介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html

福井県健康福祉部長寿福祉課 介護サービスグループ 電話 0776-20-0332 FAX 0776-20-0642 Mail hokaisei@pref.fukui.lg.jp
--